

令和7年度同行援護従業者養成研修（東部地区）実施業務仕様書

この仕様書は、鳥取県（以下「甲」という。）が実施する令和7年度同行援護従業者養成研修（東部地区）実施に係る業務の内容を定めたものであり、受託者（以下「乙」という。）は、この仕様書に基づき業務を実施するものとする。

第1 業務名等

- 1 業務名 令和7年度同行援護従業者養成研修（東部地区）実施業務（以下「本業務」という。）
- 2 業務期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- 3 業務の目的
 - (1) 一般課程
同行援護事業所のサービス提供責任者及び同行援護業務に従事しようとする者を対象とし、視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等に対して、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜に関する知識及び技術の修得を目的とする。
 - (2) 応用課程
サービス提供責任者としての知識及び技術を習得することを目的に研修を実施する。

第2 業務の実施方法

- 1 甲と乙は、本業務を円滑に行うため、研修の開催時期及び方法等について随時協議を行うものとする。
- 2 契約に定める実施手続等及び経費負担は、次のとおりとする。
 - (1) 乙は、事業の実施にあたり、契約締結後14日以内に様式第1号により実施計画を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。
 - (2) 乙は、業務の全部又は一部を変更しようとするときは、様式第2号により変更実施計画を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。
 - (3) 乙は、業務が完了したとき（業務を中止したときを含む。）は、10日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに様式第3号により実績報告を行うものとする。
 - (4) 受講者の募集及び決定等の手続は、次のとおりとする。
 - ア 乙は、研修実施にあたりあらかじめ募集要項を定めるものとする。なお、当該募集要項は甲の承諾を得ることを要する。
 - イ 乙は、原則として研修開始予定日の1か月前から各種広報媒体を利用して受講者の募集を行うものとする。
 - ウ 乙は、イによる研修の応募者が定員を超過した場合には、必要に応じて甲と協議し、受講者を決定するものとする。
 - エ 乙は、受講者の決定をしたときは、募集要項で定めるところにより、必要な事項を各応募者に通知するものとする。
 - オ 乙は、受講者の出席状況について研修出席簿等を作成することで確実に把握する。
 - カ 乙は、研修を実施するにあたっては、今後の企画作成の参考とするため、受講者に対しアンケートを実施し、アンケート結果を整理した上で甲に報告するものとする。
 - キ 乙は、研修修了者名簿の電子ファイルを作成し甲に提出する。
 - ク 甲は、国指定研修（研修修了が報酬の算定要件となっている研修をいう。以下同じ。）について、修了証書を作成し、当該修了証書を研修修了者に交付する。
 - ケ 乙は、実施した研修ごとに事後的な評価を行うため、関係者を集めた振り返りを行うものとする。
 - (5) 研修実施に係る経費負担の取扱いは、次のとおりとする。
 - ア 乙は、研修の実施にあたって、受講者から実費相当額を徴収できるものとし、実施計画提出の際、実費相当額の上限額を報告する。なお、実費相当額の範囲は、研修資料作成に要する経費及び実習中の事故に係る賠償責任を補償するための保険料とする。
 - イ 修了証書の印刷に要する経費は、甲の負担とする。

第3 研修仕様

1 概要

(1) 一般課程

同行援護事業所のサービス提供責任者及び同行援護業務に従事しようとする者を対象として、視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜に関する知識及び技術の習得を目的に研修を実施する。

(2) 応用課程

サービス提供責任者としての知識及び技術を習得することを目的に研修を実施する。

2 実施方法等

下記の(1)の規程に基づき、(2)の時間数及び内容等に従って研修を実施する。

(1) 研修実施根拠規程

- ①鳥取県居宅介護職員初任者研修等実施要綱（平成15年6月30日付障第564号鳥取県福祉保健部長通知）
- ②指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働大臣告示第538号）
- ③居宅介護従業者養成研修等について（平成19年1月30日付障発第0130001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

(2) 時間数及び内容等

①一般課程

方法	時間数	内 容	備 考
講義	1.0時間 1.0時間 0.5時間 1.0時間 1.5時間 1.0時間 2.5時間	・外出保障 ・視覚障害者の理解と疾病① ・視覚障害者の理解と疾病② ・視覚障害者（児）の心理 ・視覚障害者（児）福祉の制度とサービス ・同行援護の制度 ・同行援護従業者の実際と職業倫理	【実施箇所】1箇所 【受講定員】20人 【その他】国指定研修
小計	8.5時間		
講義・演習	2.0時間 1.0時間 0.5時間	・情報提供 ・代筆・代読① ・代筆・代読②	
小計	3.5時間		
演習	4.0時間 3.0時間 4.0時間 1.0時間 4.0時間	・誘導の基本技術① ・誘導の基本技術② ・誘導の応用技術（場面別・街歩き）① ・誘導の応用技術（場面別・街歩き）② ・交通機関の利用	
小計	16.0時間		
合計	28.0時間		

②応用課程

方法	時間数	内 容	備 考
講義	1.0時間 1.0時間 1.0時間 1.0時間 1.0時間 1.0時間	・サービス提供責任者の業務 ・様々な利用者への対応 ・個別支援計画と他機関との連携 ・業務上のリスクマネジメント ・従業者研修の実施 ・同行援護の実務上の留意点	【実施箇所】1箇所 【受講定員】20人 【その他】国資格研修
合計	6.0時間		

(3) 研修実施回数と実施地区

研修は、県内の東部地区で(2)に定める内容を1回開催するものとする。

(4) 研修実施日

学生などが参加しやすいよう、研修実施日はいずれも土曜日、日曜日に設定するものとする。

(5) 研修内容

①(2)の①に定める研修のうち、演習部分については、移動の援護その他の便宜に関する技術の習得を目的として実施するものとする。また、十分な実技時間を確保するため、演習時間16時間のうち、講師の実演の見学や口頭説明の時間を除く実技の時間が概ね8割以上となる内容とすること。

②(2)の①に定める研修のうち、演習部分については、歩行訓練士の資格を有する者を講師の一人として加えること。

第4 その他

- 1 研修仕様に掲げる研修の実施のために必要な会場の借り上げ講師の招へいその他の経費は、乙の負担とする。
- 2 乙は、研修の実施にあたっては、バリアフリー環境の整備された会場で開催するなど基礎的環境整備に努めるとともに、各受講生の要望に応じ、最大限の合理的配慮を提供すること。
- 3 乙は、研修の実施にあたっては、受講者が同行援護業務に魅力を感じるような研修内容や講師選定とするよう努めること。
- 4 仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。